

瀬戸市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市教育委員会  
教育長 深見和博

瀬戸市教育委員会規則第5号

瀬戸市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

瀬戸市学校給食センター運営委員会規則（平成25年瀬戸市教育委員会  
規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (関係者の出席)<br>第6条 運営委員会は、議案その他の事項の説明<br>のため、 <u>教育部</u> の職員、市立学校の職員その他<br>必要と認める者を会議に出席させることができ<br>る。<br>(庶務)<br>第8条 運営委員会の庶務は、 <u>教育部</u> 学校教育課<br>において処理する。 | (関係者の出席)<br>第6条 運営委員会は、議案その他の事項の説明<br>のため、 <u>教育委員会事務局</u> の職員、市立学校の<br>職員その他必要と認める者を会議に出席させる<br>ことができる。<br>(庶務)<br>第8条 運営委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局</u><br>学校教育課において処理する。 |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。